

学校生活に関する注意事項

沼田高等学校定時制課程

(1) 服装・所持品について

- ①登下校は私服のため、服装は華美にならないよう注意する。
- ②上履きは、学校所定のものとする。
- ③下履きは、靴とする。サンダルやクロックス類は禁止。
- ④所持品には、必ず記名する。各自の物品の管理には十分注意する。
教室の机の中は、常に空にしておくこと。（全日制2年生と共用のため）
- ⑤多額の金品を学校に持ち込まない。必要な場合は、職員室で預かってもらう。
- ⑥頭髪については、高校生としてふさわしいものとする（染色、脱色、パーマ等しないこと）。ピアス、イヤリング等はしないこと。

(2) 出欠席について

- ①欠席や遅刻をする場合は、必ず保護者から学校へ連絡する。
- ②早退をする場合は、職員室で早退届を記入し、担任の許可を得て下校すること。
- ③一旦登校したら、無断外出や授業中の中抜けは絶対にしない。
- ④登校後、やむを得ず校外へ外出する場合は、担任の許可を得ること。

(3) 風紀について

- ①沼高生としての自覚を持って行動する。
- ②社会の福祉に積極的に貢献する。
- ③暴走族等の好ましくない者との交際は、絶対にしてはならない。
- ④禁止された場所、好ましくない場所には出入りしない。（パチンコ店、酒場等）
- ⑤喫煙、飲酒、万引き、暴力行為、暴走行為、薬物乱用等はしない。
- ⑥午後10時から早朝4時までの外出はしない。＜群馬県青少年健全育成条例・・・補導対象＞
- ⑦公共の場では、特に言動に注意。スマートフォンでの通話も慎む。（校内でも同様）
- ⑧家庭での外出の際は、行き先や帰宅時間を必ず家人に告げる。
- ⑨SNS等を利用する際は、個人情報の流出は絶対にしない。また、他人の迷惑となる書き込みや利用は絶対にしてはならない。
- ⑩授業中は、スマートフォンの電源を切ってバッグの中にしまい、使用してはならない。

(4) 通学と交通安全について

- ①自転車について
 - (ア)「高校生総合保障制度」またはこれに類する保険に加入すること。
 - (イ)許可願により、必ず許可を受けること。
 - (ウ)無灯・変形ハンドル・ハブステップ等の危険の予測される自転車は禁止する。
 - (エ)雨天時の傘差し運転は禁止する。

- (オ) 鍵を掛け、所定の自転車置き場に置くこと。
- (カ) ヘッドホンやイヤホンを使用しながらの通学は禁止する。
- (キ) 自転車用のヘルメットを着用すること。
- (ク) 事故・盗難に遭った場合は、直ちに警察へ届けること。また、学校に連絡すること。

② 二輪車（バイク）について

(ア) 免許取得について

免許取得を希望する場合は、必ずその旨を申し出ること。

(イ) 通学利用について（任意保険に加入してあること。三者面談あり）

- ・ 自宅から学校までの距離が 3 km 以上あること。
- ・ 原付(50cc)に限る。
- ・ 自動車教習所で行われる年 1 回(9月)の実技講習会に参加すること。欠席した場合は、前橋で行われる実技講習会に参加しなければならない。

③ 自動車について

(ア) 免許取得について

免許取得を希望する場合は、必ずその旨を申し出ること。

(イ) 通学利用について（任意保険に加入してあること。三者面談あり）

- ・ 自宅から学校までの距離が 3 km 以上あること。
- ・ 原則として車種は軽自動車に限る。
- ・ 家族以外の同乗は認めない。

④ 交通安全について

- (ア) 校門前は、交差点扱いのため、学校から出る際は信号に注意する。
- (イ) 送迎は、ロータリーで乗下車させるのではなく、駐車場の中まで乗り入れること。
- (ウ) 無免許運転・スピード違反・その他の交通違反を起こさないよう十分注意すること。
交通違反をした場合は、直ちに学校に申し出ること。

(5) アルバイトについて

アルバイトを行う場合は、高校生の本分である学業や学校生活に与える影響を考え、保護者の責任において目的が正当であり、高校生活に相応しい職種や時間帯を十分検討したうえで、行うこと。なお、その場合は、下記事項を参考にし検討すること。

* アルバイトの適否を判断する基準

- (ア) アルバイトを通じて社会経験をやる意思や、得た金銭の使用目的が明確であること。
- (イ) 保護者が、本人の目的及びアルバイト内容（雇用主・職種・就労時間等）を把握したうえで、承認していること。
- (ウ) 成績不振、遅刻・欠席の増加、頭髪・服装面での校則違反など、学校生活に支障が生じないこと。
- (エ) 自宅と職場との距離が近く、時間的・距離的問題がないこと。